# 明日への安心国民年金

**20歳になったら すべての人が加入**

## 国民年金は世代間の支え合い

国民年金制度は、私たちが老後を迎えたとき、けがや病気で障害者になったときなどに、年金の支給によって生活の安定を図ることを目的としています。国民年金は、日本に住んでいる二十歳から六十歳までの全ての人が加入しなければなりません。

学生の皆さんも、二十歳になったら必ず国民年金に加入することになります。

## 年金手帳は大切に

国民年金に加入すると、年金手帳が交付されます。

これはあなたの年金の資格を証明する大切な証書です。

また、「ひとり生涯一年金番号」である基礎年金番号は、あなたの生涯の年金の記録を保管するものですので、取り扱いには十分に注意してください。

## 保険料について

保険料は現在で、月額一二、八〇〇円ですが、必要な財源を保つために、物価にスライドして毎年改定されます。

保険料の納め方については次のとおりです。

●第一号被保険者

役場から送られてくる納付書によって、役場や金融機関の窓口で納めたり、口座振替を利用することにより、納期ごとに指定の口座から自動的に納めたりすることができます。

●第二号被保険者・第三号被保険者

厚生年金や共済組合の掛け金の中から、拠出金としてまとめて支払われますから、保険料を別個に負担する必要はありません。

## 保険料は忘れずに納めましょう

将来、国民年金から満額の年金を受けるために、また、病気などで障害が残ったときや亡くなったときの保障のためにも、原則として二十歳から六十歳までの間、保険料を納めなければなりません。忘れずにキチンと納めましょう。

## 保険料の未納と免除は大きな違い

経済的な理由から、どうしても保険料が納められない時は、保険料が免除されることがありますが、年金額を計算する時その期間分を三分の一に減額することになりますが、ゆとりができた時に十年前分までを納めることができます。

しかし、未納の場合は今まで納めた保険料も掛け捨てになる危険性があるばかりか、その未納分を納めようとしても2年前分の納入しかできません。

## 国民年金から支給される年金

主に老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の三種類がありますが、その他、第一号被保険者には付加保険料を上乗せして納めることにより将来加算されてもらうことのできる付加年金。老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に妻が六十歳から六十五歳まで支給される寡婦年金、三年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡した場合、遺族に支給される死亡一時金があります。

## 加入の種類は3種類です

**第1号被保険者**

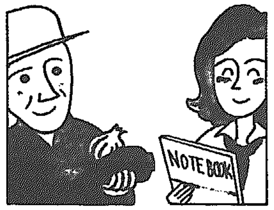


20歳以上60歳未満で、学生や自営業などの人とその家族。

**第2号被保険者**

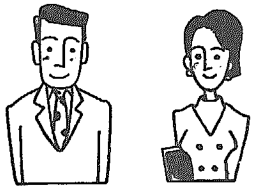

サラリーマンや公務員などで厚生年金・共済組合に加入している人。

**第3号被保険者**

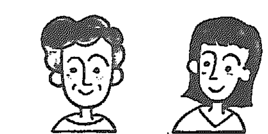

厚生年金や共済組合の加入者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳の未満の人。

※国民年金担当係へ第3号被保険者の該当届けをしてください。

**■任意加入者**

（希望により第1号被保険者として加入できる人）

●日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人

●老齢（退職）年金の受給者で60歳未満の人

●海外に在住している20歳以上65歳未満の人

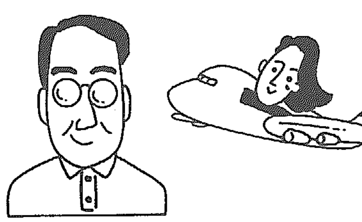

## こんなときは届出を

成人、就職、退職、結婚、引っ越しなどライフスタイルが変わった時には、必ず届け出てください。

届け出を忘れると、保険料未納となり、将来年金を受けられない場合もありますので、ご注意ください。

| こんなとき | 必要なもの |
| --- | --- |
| 20歳になったとき（厚生年金・共済組合の加入者は除く） | 印かん |
| 厚生年金・共済組合に加入したとき（扶養している配偶者がいたらあわせて届出を） | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証 |
| 厚生年金・共済組合をやめたとき（扶養している配偶者がいたらあわせて届出を） | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、離職証明書 |
| 第３号被保険者の配偶者が会社などを変わったとき | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、離職証明書、第３号被保険者該当届 |
| 配偶者の扶養になったとき（結婚したときや収入が減ったとき） | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、第３号被保険者該当届 |
| 配偶者の扶養からはずれたとき（離婚したときや収入が増えたとき） | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、扶養からはずれた日のわかる書類 |
| 住所・氏名が変わったとき（住民票の届出と一緒にできる） | 印かん、年金手帳 |

## 国民年金 こんなとき、こんな年金が

### 老齢基礎年金

国民年金の加入期間が25年以上ある人は65歳になったときから受けることができます。また、年金額は加入期間に応じて決められます。

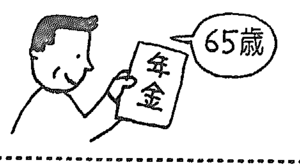


### 障害基礎年金

加入者が病気やけがで障害を受けたとき、原則として加入期間の2/3以上の納付期間があるとき受けることができます。

### 遺族基礎年金

加入者または、老齢基礎年金の受給資格のある人が亡くなったとき、子のある妻、または子が受けることができます。

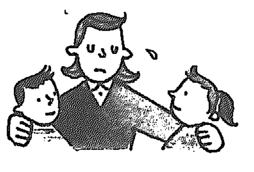

詳しくは役場町民生活課年金係へ問い合わせください。（☎ 385－2111）